

千葉県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則(案)の概要

1 規則の改正理由

文化財保護法の一部改正（令和3年4月23日公布）により、地方公共団体による文化財の登録制度が新たに規定されたことに伴い、県内文化財の登録制度を新設するため、千葉県文化財保護条例の一部改正を2月定例県議会に提案している。

この条例の一部改正にあわせ、必要となる規則を定めるため、千葉県文化財保護条例施行規則の一部改正するものである。

※「登録制度」：一定の価値は認められるものの、直ちに指定文化財には至らない文化財を広く登録することで把握し、「指定制度」のように現状変更に対する強い制限や罰則を設けず、緩やかな規制により文化財の保存・活用を図る制度。

2 根拠法令

○千葉県文化財保護条例

第四十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○関係する国規則 ※県規則は国規則に準じて規定する

- ・登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則
- ・登録無形文化財に係る文化財登録原簿及び届出に関する規則
- ・登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則
- ・登録無形民俗文化財に係る文化財登録原簿に関する規則
- ・登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則

3 改正内容

各分野（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物）の文化財を登録した際に必要となる届出等の内容やその様式について規定する。

○千葉県登録文化財にかかる規則の追加（詳細内容は別紙）

- ・文化財登録原簿
- ・登録証と登録証の再交付申請
- ・現状変更の届出
- ・維持の措置の範囲
- ・管理責任者選任(解任)、所有者変更等、滅失・毀損等、所在場所の変更の届出

○千葉県登録文化財にかかる様式の追加（詳細内容は別紙）

- ・登録文化財登録証の様式
- ・県登録文化財現状変更届の様式

4 施行期日（予定）

令和4年4月1日（法・条例の改正の施行日に合わせる）

【別紙】

○千葉県登録文化財にかかる規則内容（案）

- ・文化財登録原簿
(1. 名称・員数 2. 登録年月日・番号 3. 所在場所 4. 所有者 5. 構造・寸法等、
国登録文化財の文化財登録原簿の記載事項に準じる。)
- ・登録証と登録証の再交付申請
(登録の様式を規定。登録証を滅失等した場合は県指定書再交付申請の規定に準じる。)
- ・現状変更の届出
(現状変更届の様式を規定。現状変更届は事前に提出しなければならない。)
- ・維持の措置の範囲
(国登録文化財の維持の措置の範囲の規定に準じる。)
- ・管理責任者選任(解任)、所有者変更等、滅失・既損等、所在場所の変更の届出
(県指定文化財の該当規定に準じる。)

○千葉県登録文化財にかかる様式記載内容（案）

- ・登録文化財登録証の様式
(表面：登録年月日、登録番号、名称、員数、構造・寸法等)
(裏面：所有者氏名、住所、所在場所、交付等年月日、変更事項)
- ・県登録文化財現状変更届の様式
(名称等登録基本情報、現状変更を必要とする理由、現状変更内容と実施方法、
着手と終了予定時期、工事等施工者、その他参考事項)